

日英EPAの概要について (鋁工業品関税)

令和2年10月
経済産業省

鉱工業品関税の合意概要

日本から英国への市場アクセス

- ◇ 鉱工業品(経済産業省所管品目)について、品目数及び輸出額(英国向け約1.4兆円)で、**100%の関税撤廃**を実現。
 - ◇ 関税撤廃期間の日EU・EPAへの**キャッチアップ**※を獲得。
※日英EPAの発効時から、日EU・EPA(2019年2月発効)と同じ削減税率を適用。
(例)乗用車:日EU・EPAと同様に2026年2月に撤廃。
 - ◇ 日EU・EPAで獲得した**即時撤廃を維持**。
(例)自動車部品では、ギヤボックス、リチウムイオン電池、ガソリンエンジン等、日EU・EPAと同様に92%の品目について即時撤廃を維持。
 - ◇ 加えて、以下のような**貿易額の大きな主要輸出品**や**英国日系自動車メーカーの競争力強化に資する自動車部品**について即時撤廃を追加的に確保。
(例)鉄道用車両・同部品(日EU・EPA13年目撤廃、貿易額約700億円):即時撤廃
ターボジェット・同部品(日EU・EPA4年目撤廃、貿易額約1,300億円):即時撤廃
(注)英国政府は上記2分野は来年以降の無税移行を表明しているが、日英間での無税を法的に担保。
電気制御盤(日EU・EPA6年目撤廃、貿易額約56億円):即時撤廃
- ⇒ **97%の品目について即時撤廃を獲得。**

英国から日本への市場アクセス

- ◇ 日EU・EPAと同様、鉱工業品(経済産業省所管品目)について、品目数及び輸入額(日本向け約8,200億円)で、100%を関税撤廃。
- ◇ 日EU・EPAで即時撤廃したものを同様に即時撤廃。